

「上杉加級宣旨案」の紹介

—近世初期武家官位に関する一史料—

ここに紹介するのは、十六世紀後半の有力大名上杉景勝の官位叙任に関する史料である。勸修寺家から京都帝国大学国史研究室へ寄託され、現在は京都大学総合博物館所蔵の勸修寺家文書のなかに含まれている。

この史料群には、文書などを貼り継いだ卷子が多く含まれているが、そのなかに「古文書卷子」と呼ばれるものが存在する（史料番号は、勸修寺A函のA四七九）。表1に示したように、ここに貼り継がれた文書などを十八に分類すると、今取り扱う景勝関連史料は、配列の順序で言えば、十一番目に位置することになる。以下、書出に基づいて、この史料を「上杉加級宣旨案」と呼ぶことにしよう。

後掲釈文の第一紙をみる。書出には「上杉 加級 宣旨案」と記

尾 下 成 敏

され、付箋が貼られている。このなかの「経広押札」の文字に注目するなら、この史料を卷子に貼り継いだのは、江戸時代前期の公卿勸修寺経広ではないかとみられる。彼が同家伝来の典籍・文書を修補した事実を踏まえると、こうした可能性が考えられよう。

つぎに後掲釈文の番号①以降をみることにする。番号①および番号②、そして、番号⑥から番号⑨までは口宣案の控である。景勝の官位叙任に関する内容であり、奉者はいずれも織豊政権期の公卿万里小路充房が務めている。番号③は景勝宛ての書状案、番号④は彼の重臣直江兼統宛ての書状案である。番号⑤は天正十六年（一五八八）五月の景勝参議任官に関する勸修寺晴豊自筆の覚書である。③⑤は豊臣政権のもとで伝奏を務めた公卿で、万里小路の実兄にも当たる。

このように、口宣案の控や書状の案文が存在することを念頭に置くなら、「上杉加級宣旨案」は案文集であったと判断できよう。

言を加えると、後掲釈文の番号①から番号⑨までを筆写したとみられる史料が、勸修寺家文書のなかに存在する。「充房卿御教書案（符案写）」という名称を持つ史料である（史料番号は、勸修寺Y函の五三七―一八）。表2は「上杉加級宣旨案」の史料配列順序を、表3は「充房卿御教書案（符案写）」のそれを示したものである。一見すれば明らかだが、配列の順序が異なっている。

「充房卿御教書案（符案写）」では、番号①の後、番号⑥から番号⑨までの史料を記し、その後、番号④・番号⑤・番号②・番号③の順に記している。語句の相違はみられない。口宣案の控や書状案・覚書はいずれも同文である。

「上杉加級宣旨案」は、天正十六年以前の景勝の官位や、豊臣政權下で作成された口宣案の日付の性格をみる際、興味深い史料である。以下、こうした点について言及しよう。

景勝の官位については、矢部健太郎氏の研究がある。それに拠れば、天正十六年五月二十三日の時点では参議・正四位下である。そして、文祿三年（一五九四）正月五日には従三位昇進を果たし、同年十月二十八日には権中納言昇進を遂げている。なお、豊臣政

權下で伝奏を務めた公卿菊亭晴季が作成した「武家補任勘例」の検討から、こうした結論が導き出されている。^④

矢部氏の研究は、景勝が正四位下・参議となった後を対象としたものであり、それより前を対象としたものではない。また近衛府の中將任官に関しても述べていない。そこで、「上杉加級宣旨案」などを用い、こうした点を明らかにしておきたい。

最初に天正十四年（一五八六）の景勝の官位について述べる。「上杉家御年譜」に拠れば、景勝は、天正十四年六月二十二日に正四位上・左近衛権少將に任ぜられている。^⑤また「天正十四年上洛日帳」同年六月二十二日条は、この日参内した景勝の位階について、「御位正四位」と記している。^⑥なお、この二つの史料は、いずれも後世に記されたものである。

口宣案の控をみよう。後掲釈文の番号②・番号⑨は、双方とも日付は天正十四年六月二十二日、姓は豊臣である。番号②は左近衛権少將に任じる旨を、番号⑨は従四位下に叙する旨を記したものである。こうした記載を念頭に置くと、同日付で景勝はかかる官位を得たことになろう。口宣案の控であることを踏まえるなら、こうした理解が成り立つ可能性が浮上する。実際、「御湯殿上日記」天正十四年六月二十一日条をみると、正親町天皇の勅許があり、景勝はこの日に四位に叙されていた。^⑦また景勝へ宛てら

れた羽柴秀吉文書をみると、(天正十四年)六月廿三日の直書では、宛名書が「上杉少将とのへ」と記されている。^⑧ゆえに、「上杉加級宣旨案」の記載は正しく、「上杉家御年譜」や「天正十四年上洛日帳」の記載は誤りとみられる。

つぎに後掲積文の番号①・番号⑥・番号⑦・番号⑧、すなわち口宣案の控に目を移す。いずれも姓は藤原である。番号①は侍従に任じる旨を記したものである。日付は天正五年(一五七七)五月九日、番号⑥は従五位下に叙する旨を記したもので、日付は番号①と同じ、番号⑦は従五位上に叙する旨を記したもので、日付は天正八年(一五八〇)六月二十日、番号⑧は正五位下に叙する旨を記し、日付は天正十一年(一五八三)三月十一日となっている。素直に読むなら、天正五年以降、景勝の官位は次第に上昇したことになる。

しかし、上杉氏が織田政権に敵対していた天正十年(一五八二)以前の段階で、かかる叙任が困難であること、同十四年以前のことと踏まえると、後掲積文の番号①・番号⑥・番号⑦・番号⑧の記載を歴史的事実とみなすことはできない。恐らく、これら口宣案の控は、天正十四年六月二十二日付で景勝を従四位下・左近衛権少将に叙任した際、つじつまをあわせるため、日付を遡ら

せて、それぞれ作成されたものと考えられる。^⑨

つづいて天正十六年五月二十三日時点での景勝の官位について述べておきたい。後掲積文の番号⑤に「天正十六年五月廿三日二従四位上／参議」と記されている点、「武家補任勘例」に「参議正四位下／天正十六 五 廿三」と記されている点から、まず従四位下・左近衛権少将から従四位上・参議へと昇進した後、同日の内に従四位上・参議から正四位下・参議になったと推測されよう。番号⑤が晴豊の自筆覚書であることや、「武家補任勘例」が菊亭の作成であることは、こうした推測を可能とするものではないか。兩人とも伝奏として、公武交渉を担った公卿だからである。

景勝の中将成について検討しよう。「上杉家御年譜」に拠れば、景勝は天正十六年五月十日に中将に任官しているが、これは正しくは六月以降の出来事である。

後掲積文の番号⑤、すなわち晴豊の自筆覚書をみよう。ここでは中将成の記事はみられない。ゆえに、中将任官は天正十六年五月二十四日以降であった可能性が浮上しよう。そこで、景勝宛て秀吉文書をみると、同年六月十五日の領知判物では、宛名書を「越後宰相とのへ」と記している。^⑩一方、(天正十六年)十二月九日の直書では、宛名書を「羽柴越後宰相中将殿」と記している。^⑪

この変化に着目すると、六月時点では参議であったが、十二月時点では参議兼中将であったことになろう。言い換えると、天正十六年六月から十二月までの間に、景勝は中将任官を果たしたと考えられるのである。

これまで述べたことを要約しよう。景勝は、天正十四年六月二十一日付で従四位下・左近衛権少将に叙任され、同十六年五月二十三日、いったんは従四位上・参議に昇進した後、同日の内に正四位下・参議となった。そして、同年六月から十二月までの間に、中将成を遂げたとみられる。

豊臣政権期に作成された景勝宛て口宣案の日付の性格に関して言及する。当該期の口宣案としては、「上杉加級宣旨案」の番号②・番号⑨のほか、「上杉家文書」に残る文禄三年十月二十八日の日付を持つ口宣案が知られている。後者は景勝を権中納言に任じた際のものである。^⑩

まずは後掲釈文の番号②と番号⑨、すなわち天正十四年六月二十二日の日付を有する口宣案の控に注目する。景勝を四位に叙する旨の勅許が出たのは、天正十四年六月二十一日であり、彼が初めて参内し正親町天皇に拝謁したのは翌二十二日のことであった。^⑪ここでは、勅許の日ではなく天皇に拝謁した日が、従四位下に叙

する旨を記した口宣案の日付に選ばれたのである。

つぎに文禄三年十月二十八日の日付を有する口宣案をみよう。

この日、秀吉が京都の景勝邸へ御成した。^⑫その様子を伝える「上杉邸御成帳」に拠れば、嚮心を受けた秀吉は景勝に対し中納言昇進の意向を示している。^⑬これが事実とすれば、秀吉からの申し渡しの日が口宣案の日付に選ばれたことになる。なお、秀吉と景勝はこの日は参内していない。

これまで述べた点を踏まえると、景勝宛て口宣案の日付の性格が変わったことは明らかであろう。具体的に言えば、口宣案の日付は、天皇に拝謁した日から秀吉の申し渡しの日に変化したのである。言を加えると、徳川政権下の寛永十一年（一六三四）以降、將軍からの叙任申渡しの日が武家宛て口宣案の日付となるが、これに近い状況は、豊臣政権下においても既に存在したのであった。天下人からの申し渡しの日が武家宛て口宣案の日付に選ばれていたのである。

なお、日付の性格に留意した上で、公家・武家へ宛てられた口宣案を収集・分類すれば、天下人からの叙任申し渡しの日を日付とする口宣案の特質が見出せるかもしれない。また中近世移行期の官位制度の特質をより明らかにすることが出来るかもしれない。^⑭しかし、これについては後日の課題とせざるを得ないだろう。

以上を踏まえて、「上杉加級宣旨案」の作成者を明らかにしたい。最初に、後掲釈文の番号③・番号④の書状案の作成者と年代について言及する。

番号④の直江宛て書状案からみよう。日付は七月二十七日、注目すべきは「今度者少将殿御上洛、参内殊官位等之儀、依有由緒随分令馳走候キ」である。「由緒」があるから、景勝の参内や官位叙任について「馳走」したと主張するのである。上杉家が勧修寺家の流れを汲む家柄であったことを考慮するなら、「由緒」の語を記したのは、勧修寺家の当主晴豊ではなからうか。後掲釈文番号⑤の彼の自筆覚書とともに第三紙に記載された点を踏まえると、かかる判断は誤りではなからう。

作成年代だが、「今度者少将殿御上洛」と記されたことを踏まえると、景勝が参議に任ぜられた天正十六年以降の作成とは考えられない。また彼の在京が確認できない天正十五年（一五八七）とも考えられない。少将に任ぜられ初めて参内を遂げた天正十四年の作成とみるべきであろう。

番号③の景勝宛て書状案をみよう。日付は七月二十七日である。まず作成年代だが、宛名書の「上杉少将殿」に注目するなら、景勝が少将の官職を有していた天正十四年から翌十五年に絞られよう。そして、「寔今度者御参内之儀」、すなわち景勝参内を意味する

表現を踏まえると、彼の在京が確認できない天正十五年とは考えられない。この書状案は天正十四年の作成と判断してよからう。

つぎに作成者だが、差出書の署名のほか、文中の「寔今度者御参内之儀、殊官位等御冥加之至、併当家満足不遇之候」が、番号④における晴豊の主張、すなわち景勝の参内や官位叙任を「馳走」したという主張と対応する点に注目するなら、晴豊とみてよいと思われる。

さて、後掲釈文の番号①・番号②、および番号⑥から番号⑨までは、いずれも景勝の官位叙任に関する口宣案の控であった。また番号⑤は、彼の参議任官に関する覚書であった。さらに今述べた如く、番号③と番号④は、景勝の官位叙任と関連する晴豊書状の案文であった。かかる点を念頭に置くなら、「上杉加級宣旨案」に含まれる口宣案の控や覚書・書状案は、みな景勝の官職・位階に関する史料と言つてよからう。そして、六枚の宿紙を用いてこれらが記された点や、書出の文字に注目すると、勧修寺経広が卷子に装幀する前から、「上杉加級宣旨案」は一まとまりの史料であった可能性が高いと考えられよう。

一つにまとめられた案文集のなかに晴豊の書状案や覚書が存在する点、収録された文書がいずれも彼の在世中のものである点、²⁰そして、これらを代々の勧修寺家当主が所持していた点を踏まえ

ると、「上杉加級宣旨案」の作成者は勸修寺晴豊と考えてよいのではなからうか。言を加えると、本史料を記すために用いられた六枚の宿紙は、いずれも真ん中に折り目を有している。また裏には文字が存在する。ゆえに、もとは宿紙の反故を使用して作成された冊子状の史料だった可能性が高い。「上杉加級宣旨案」は「符案」の一つとみてよいだろう。^②

近世初期武家官位の研究は、天皇・朝廷の国制的位置づけ、あるいは大名の身分的・階層的序列編成といった問題関心から進められ、当該期政治史の研究を豊かなものとした分野の一つである。いま分析のための史料という視点から、武家官位の研究を二段階、すなわち編纂物の記載などをもとに進められた段階と、近世初期の口宣案や日記の叙任関連記事をもとに進められた段階に分けるとするならば、その分岐点が下村效氏の提言であることは間違いないだろう。氏が二次史料に依拠した研究動向に疑問を呈し、武家の叙任に関する一次史料を一覧化して以降、^③現在までの武家官位の研究は、口宣案や日記に基づく分析が主流となっているためである。

下村氏の成果が公表された後も、武家の叙任に関する一次史料の紹介がなされ、^④分析の素材は蓄積されつつあるが、それでもな

お、叙任の事例が豊富になったとは言いがたい。「上杉加級宣旨案」の紹介が、こうした状況の克服に寄与できれば、筆者にとっては望外の喜びである。

最後に、本史料の紹介を許可頂いた機関や、調査・解説に当たってご助力を賜った方々に厚く御礼を申し上げます。

① 勸修寺家文書の概要については、今岡典和・吉川真司「勸修寺家文書調査の成果と課題」（平成二年度科学研究費補助金（一般研究B）研究成果報告書「中・近世公家文書の研究」研究代表者・朝尾直弘一九九四年）を参照のこと。

② 註1前掲今岡・吉川執筆部分。

③ 藤井讓治氏のご教示に拠れば、晴豊の自筆である。

④ 矢部健太郎「豊臣「公儀」の確立と諸大名」（『史学研究集録』二六二〇〇一年）、同「太閤秀吉の政権構想と大名の序列」（『歴史評論』六四〇二二〇三年）。

⑤ 「上杉家御年譜」（米沢温故会刊）。

⑥ 「天正十四年上落日帳」（『上越市史別編2 上杉氏文書集』二）文書番号131一〇六。

⑦ 「御湯殿上日記」（天正十四年六月二十一日条（続群書類従完成会））。

⑧ 「上杉家文書」（『上越市史別編2 上杉氏文書集』二）文書番号三二〇五）。

⑨ こうした適及的な昇任のやり方は、この時期しばしばみられるものである（朝尾直弘「大系日本の歴史⑧ 天下「統一」一九九頁以下、小学館ライブラリー 一九九三年、初出一九八八年）。

「公卿補任」（新訂増補国史大系）をみると、十六世紀後半の公家衆が初めて得る官職は侍従、位階は従五位下であることが多い。こ

した叙任のあり方からすれば、景勝が一举に四位の少将となるのは不自然であったと言えよう。それゆえ、かかる事態を避けるため、溯及的な昇任が行われたとみられる。

⑩ 「大日本古文書 家わけ第十二 上杉家文書」文書番号一一九六。

⑪ 「上杉家文書」〔上越市史別編？ 上杉氏文書集二〕文書番号三三二四。

⑫ 「片山光一氏所蔵文書」〔上越市史別編？ 上杉氏文書集二〕文書番号三三七一。

⑬ 「上杉家文書」〔上越市史別編？ 上杉氏文書集二〕文書番号三六一三。

⑭ 註7 前掲史料。

⑮ 「兼見卿記」天正十四年六月二十二日条（東京大学史料編纂所架蔵 謄写本）、「御湯殿上日記」同日条。

⑯ 「晴豊記」文禄三年十月二十八日条（増補統史料大成）。

⑰ 「上杉邸御成帳」には「御感ナサレ被任中納言也」と記されている

〔上越市史別編？ 上杉氏文書集二 文書番号三六一九〕。

⑱ 藤井讓治「慶長期武家官位に関する四つの『寄書』」〔日本史研究〕四三四 一九九八年）。

⑲ 天下人からの叙任申し渡しの日を日付とする口宣案は、近世初期に官職制から武家官位が独立したとする朝尾直弘氏の指摘に留意した上で（朝尾「幕藩制と天皇」〔朝尾直弘著作集第3巻 將軍権力の創造〕岩波書店 二〇〇四年、初出一九七五年）、議論すべき文書かもしれない。

⑳ 「公卿補任」慶長七年条（新訂増補國史大系）に拠れば、晴豊はこの年の十二月八日に死去している。

㉑ 裏打されているため、文字の判読は非常に困難である。

㉒ 「符案」とは、宿紙の反故をこよりで綴じて冊子とした案文集である

る（註1 前掲今岡・吉川執筆部分）。

⑳ 下村效「天正 文禄 慶長年間の公家成・諸大夫成一覧」（下村

「日本中世の法と経済」収録 続群書類完成会 一九九八年、初出

一九九三年）、同「豊臣氏官位制度の成立と発展」（前掲「日本中世の

法と経済」収録、初出一九九四年）。

㉑ 註⑬ 前掲藤井論文など。

表1 「古文書卷子」の概要

配列順序	年月日	史料名	備考
1	(年不詳) 9月6日	万里小路嗣房奉書	書出「右京職領」
2	正和2年11月日	丑日次第	書出「丑日次第」
3	(年不詳) 3月29日	万里小路冬房書状	書出「昇進事」
4	明応6年1月6日	口宣案控	奉者は万里小路賢房
5	永正5年12月19日	口宣案控	奉者は万里小路秀房
6	永正5年12月19日	口宣案控	奉者は万里小路秀房
7	永正11年12月23日	口宣案控	奉者は万里小路秀房
8	(年不詳) 3月23日	万里小路惟房書状	書出「申文一通献之」
9	---	甘露寺経元記	永禄11年12月の誠仁親王の親王宣下と元服、および永禄13年4月の改元定と天台座主宣下について記す
10	(年月日不詳)	万里小路惟房仮名書状	宛所は「御いちや」
11	---	「上杉加級宣旨案」	上杉景勝の官位叙任に関する史料
12	天正14年6月22日	口宣案控	「天正十四年六月廿二日宣旨」と記した後、「正五位下」とのみ記している。上卿・被授与者・奉者などは記載していない
13	慶長20年3月24日	口宣案控	奉者は万里小路孝房
14	(年不詳) 11月30日	万里小路雅房書状	書出「此中者疎拙之至」
15	(年不詳) 12月4日	万里小路淳房書状	書出「儀式一冊懸御日候」
16	(年不詳) 6月15日	万里小路尚房書状	書出「東本願寺末寺」
17	(年不詳) 2月4日	万里小路種房書状	書出「來七日可被申拝賀之旨」
18	(年不詳) 8月4日	万里小路韶房書状	書出「口宣二紙献上之」

表2 「古文書卷子」における配列

史料番号	年月日	史料名
番号①	天正5年5月9日	口宣案控
番号②	天正14年6月22日	口宣案控
番号③	(天正14年)7月27日	勸修寺晴豊書状案
番号④	(天正14年)7月27日	勸修寺晴豊書状案
番号⑤	(天正16年5月)	勸修寺晴豊覚書
番号⑥	天正5年5月9日	口宣案控
番号⑦	天正8年6月20日	口宣案控
番号⑧	天正11年3月11日	口宣案控
番号⑨	天正14年6月22日	口宣案控

表3 「充房卿御教書案（符案写）」における配列

史料番号	年月日	史料名
番号①	天正5年5月9日	口宣案控
番号⑥	天正5年5月9日	口宣案控
番号⑦	天正8年6月20日	口宣案控
番号⑧	天正11年3月11日	口宣案控
番号⑨	天正14年6月22日	口宣案控
番号④	(天正14年)7月27日	勸修寺晴豊書状案
番号⑤	(天正16年5月)	勸修寺晴豊覚書案
番号②	天正14年6月22日	口宣案控
番号③	(天正14年)7月27日	勸修寺晴豊書状案

上杉(景勝)

加級

宣旨案

(付箋)

勸修寺
経広押札

上杉景勝昇進

口宣案・御息参 内等事

(折り目)

【番号①】

上卿 左大将(徳大寺公維)

天正五年五月九日

宣旨

從五位下 藤原景勝(上杉)

宣任侍從

藏人右少弁藤原充房奉(万里小路)

(以上は第一紙)

【番号②】

上卿 四辻大納言(公遠)

天正十四年六月廿二日

宣旨

侍從 豊臣景勝(上杉)

宣任左近衛権少将

藏人頭左中弁藤原充房奉

【番号③】

又七月八日二、自越後吉田肥前卜申以使者、今度之御

一札以直札被申、其返事案也、

寔今度者御参 内之儀、殊官位等御冥加之至、併当家満足

不過之候、猶以連々御昇進不可及疎略、期後信先聞筆候、

恐々謹言、

七月廿七日

勸修寺
晴豊

上杉少将殿(景勝)

(以上は第二紙)

【番号④】

又直江山城方ヨリ以披露状申、御返事案也、
(兼巻)

今度者少将殿御上洛、参 内殊官位等之儀、依有由緒随分

令馳走候キ、御冥加之至無其隱候、殊御昇進等之事、御取

合不可有如在候、自然身上之儀連々取成頼入候、委細之段

井家可申候、謹言、
(豊家)

七月廿七日

勸修寺晴豊
御判

直江山城守殿

【番号⑤】

(折り目)

天正十六年五月二上洛、十七日二六条二宿、礼参候、太

刀・かたひら二ツ、直江山城守太刀・けかけおひ五ツすち、

いづみさわ河内二太刀・あかきし、ら一たん、

廿六日、参内、しやうそく国ニおかれ、余道具共也、先

そろ・すい物二こん也、玄以法印・ました右衛門尉・弁

光豊、しやうはん、参内、禁裏御太刀・銀子十まい、院御太

刀・御馬くり毛、余馬・太刀かけ、弁太刀・おりかみ、廿

九日ニ直江ゑちこ五たん、

（以上は第三紙）

上卿 左大将

天正五年五月九日

宣旨

藤原景勝

宜叙従五位下（※2）

藏人右少弁藤原充房奉

（折り目）

【番号⑦】

上卿 源大納言

天正八年六月廿日

宣旨

従五位下藤原景勝

宜叙従五位上

藏人左少弁藤原充房奉

（以上は第五紙）

【番号⑤】

いづみさわ河内ゑちこつ、き廿たん・ゑちこ酒一か・かん二

ツ・しほ引二ツ・こふ持来候、

上杉官位

天正十六年五月廿三日ニ 従四位上

同日参議

（折り目）

【番号⑧】

上卿 甘露寺大納言

天正十一年三月十一日

宣旨

従五位上藤原景勝

宜叙正五位下

藏人左少弁藤原充房奉（※3）

（以上は第四紙）

【番号⑥】

（折り目）

第五紙（竪三四・〇×横四四・二）

第六紙（竪三四・二×横四四・四）

【番号⑨】

上卿 四辻大納言

天正十四年六月廿二日

宣旨

正五位下豊臣景勝

宜叙従四位下

藏人頭左中弁藤原充房奉

□ 宣案

└

（以上は第十六紙）

※1 「弁官補任」に拠れば、この日、万里小路は権右少弁である。藏人は兼ねていない。

※2 「ク」は衍字である。

※3 「弁官補任」に拠れば、この日、万里小路は藏人頭兼左中弁である。

※4 各紙の寸法を記す（単位はセンチメートル）。

第一紙（竪三四・二×横四四・〇）

第二紙（竪三四・二×横四四・四）

第三紙（竪三三・九×横四四・六）

第四紙（竪三三・九×横四四・五）

（京都橘大学非常勤講師）



写真1 番号②と番号③

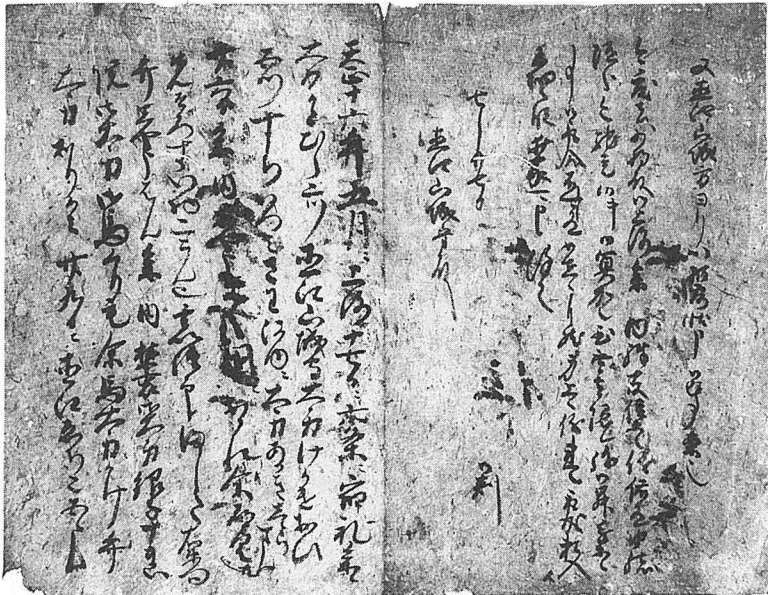


写真2 番号④と番号⑤



写真3 番号⑤



写真4 番号⑧と番号⑨